(証券コード　7938)
平成30年6月5日

株　主　各　位

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社 リーガル コーポレーション
代表取締役社長　岩　崎　幸　次　郎

第186回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第186回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
　株式会社リーガルコーポレーション　本社1階　ホール
3. 目的事項
報告事項
(1) 第186期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第186期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案　取締役8名選任の件
第2号議案　補欠監査役1名選任の件
第3号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/）に掲載させていただきます。

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（平成29年4月 1 日から
平成30年3月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、海外経済の不確実性や地政学的リスクの高まり等の影響もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

靴業界におきましては、消費者の節約志向や低価格志向が継続するなか、スニーカーやスポーツシューズ需要が依然として根強く、婦人靴やレザーカジュアルが苦戦しております。また、「モノ消費」から「コト消費」へのシフトやEコマースの急成長による競争の激化等、消費の構造変化が顕著になっており、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、靴小売事業を核とした製造小売型企業体への進展を目指し、企画・開発から製造、調達、販売まで各部門がスピード感をもって連携することによって効率化を図るとともに、顧客ニーズやライフスタイルの変化に対応した店舗開発や商品提案を行い、新たなマーケットを創造していくことを重点課題として取り組んでまいりました。

売上面につきましては、靴小売事業の紳士靴は前年並みに推移いたしましたが、婦人靴全般およびカジュアルシューズは、対象顧客の消費に対する意識、購買行動の変化等により苦戦いたしました。また、靴卸売事業において、百貨店や量販業態が苦戦しており、店頭販売状況を踏まえた上での在庫適正化施策を実施したことなどにより低調に推移し、全体では前年実績を下回りました。

利益面につきましては、販売管理費の削減や営業所移転に伴う土地の売却および投資有価証券の一部売却による特別利益の計上があったものの、売上高の減少に伴う売上総利益額の減少などにより、前年実績を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は34,205百万円(前年同期比4.1％減)、営業利益は1,326百万円(前年同期比8.6％減)、経常利益は1,338百万円(前年同期比10.9％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は772百万円(前年同期比13.2％減)となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

① 靴小売事業

靴小売事業では、マーケットやライフスタイルの変化に対応した店舗開発を推進し、また多様化する顧客ニーズに対応すべく顧客との接点強化施策を展開し、店舗運営を通してのブランド価値の向上と売上の拡大に努めました。

業態別では、売上面につきましては、「ケンフォードショップ」がマスマーケット層の支持を得て好調に推移いたしましたが、「リーガルシューズ店」においては、都市部の店舗が相対的に堅調であったものの、地方や郊外型店舗が苦戦を強いられるなど厳しい状況が続いており、前年実績を下回りました。「アウトレット店」は、前年実績をやや下回ったものの、前期に過剰であった滞留在庫品の処分施策を実施した効果もあり、売上総利益率が改善いたしました。

商品・アイテム別では、紳士靴は付加価値の高いビジネスシューズを中心に堅調に推移いたしましたが、婦人靴全般およびカジュアルシューズが、対象顧客の節約志向やスニーカー需要の継続等の影響により苦戦いたしました。

当連結会計年度の店舗展開につきましては、「サントーニ トーキョー」（東京都）など計３店舗を新規で出店し、「リーガルシューズ銀座数寄屋橋店」（東京都）など計８店舗を改装するとともに、不採算店舗計５店舗を閉店いたしました。(直営小売店の店舗数131店舗、前年同期末比2店舗減)

この結果、当連結会計年度の売上高は17,372百万円（前年同期比2.4％減)、営業利益は855百万円（前年同期比2.9％増）となりました。

② 靴卸売事業

靴卸売事業では、多様化する顧客ニーズに対応すべく、上質感や機能性を訴求する商品開発に注力するとともに、チャネルごとの特性に合った営業活動を推進いたしました。

紳士靴につきましては、履き心地を重視した「リーガルウォーカー」やマスマーケットへ向けたオリジナルブランドの「ケンフォード」は好調に推移いたしましたが、主に百貨店や量販業態において、過剰気味であった店頭在庫の適正化施策を実施したことなどにより、売上高、営業利益ともに前年実績を下回りました。

婦人靴につきましては、発売2年目を迎えた「リーガル」の機能性パンプス「プラチナムシリーズ」が、その履き心地の良さが認知され、ブランドの中核として定着しつつあります。しかしながら、消費環境の変化等により、婦人靴市場全般が苦戦をしており、「リーガル」以外のブランドは低調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は16,788百万円（前年同期比5.8％減)、営業利益は399百万円（前年同期比26.9％減）となりました。

③ その他事業

不動産賃貸料の収入など、その他事業の当連結会計年度の売上高は181百万円（前年同期比9.4％減)、営業利益は38百万円（前年同期比26.0％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,763百万円であります。

主なものは、大阪事業所の移転に係る費用、当社の連結子会社であるチヨダシューズ株式会社の新潟工場建替えに係る費用および「サントーニ トーキョー」など直営店３店舗を新たに出店したことや改装による店舗内装工事費であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、長期運転資金（既存借入金の借換資金を含む。）として、平成29年３月31日に 1,500百万円のシンジケートローン契約、大阪事業所物件移転に伴う不動産取得費用として、平成29年３月28日に 500百万円の実行可能期間付タームローン契約をそれぞれ締結し、平成29年４月28日付で 2,000百万円の借入を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下におきまして、当社グループは、以下の課題に取り組んでまいります。

① ブランド価値の向上

ブランドごとのコンセプトやターゲットを明確にし、ブランド価値の向上を図ってまいります。主力である「リーガル」は、「信頼・信用」の代表ブランドとして広く認知されるために、競争力と付加価値の高い商品を開発・提案してまいります。

② 店頭売上を重視した製造小売業型機能の強化

企画・開発、製造、調達、販売までの各部門が、スピード感をもって連携することにより、さらに効率化を図り、製造小売業型の機能を高めてまいります。お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品開発や店舗提案を行い、新たなマーケットを創造してまいります。

③ 品質の向上

品質を重視した靴作りでお客さまに安全と安心を提供します。さらに品質の向上を図るため、国内外の生産子会社や協力メーカーに技術者を派遣するとともに、材料から製品までの検査体制を構築し、調達のグローバル化を推進してまいります。

④人材の育成

お客さまにご満足いただける優秀なスタッフの育成を推進してまいります。販売部門では、当社独自の教育機関であるREGAL COLLEGEにおいて研修を行ってまいります。製造部門では、熟練者による後継者の育成や技術の伝承に加え、新たな技術・付加価値の創造に努めてまいります。

⑤ 外部環境の変化に対応した調達体制の構築

原材料費の高騰や為替の変動等外部環境の変化に対応してまいります。品質の維持・向上を基本とし原材料や海外の生産拠点の見直し等を行い、調達コストの抑制を図るなど売上総利益率の改善に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第 183 期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第 184 期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	第 185 期 (平成28年4月～ 平成29年3月)	第 186 期 (平成29年4月～ 平成30年3月)
売上高（百万円）	36,030	36,336	35,671	34,205
経常利益（百万円）	2,144	2,152	1,503	1,338
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,336	1,377	890	772
1株当たり当期純利益（円）	42.35	43.65	28.20	244.86
総資産（百万円）	30,240	30,048	30,832	31,910
純資産（百万円）	14,583	14,767	16,012	16,546

（注）1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第186期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 第186期の１株当たり当期純利益につきましては、平成29年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社フィット東日本	40	100.0	各種靴の卸売
株式会社タップス	20	100.0	〃
株式会社フィット近畿日本	20	100.0	〃
株式会社ニッカ	40	100.0	各種靴の小売
チヨダシューズ株式会社	10	100.0	各種靴の製造

（注）1. 連結対象子会社は、上記の5社を含め17社（前期17社）であり、持分法適用関連会社は1社（前期1社）であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

重要な技術提携等の状況

提携先	国名	内容
クラレス・インク	米国	「ナチュラライザー」および「ライフストライド」ブランドのライセンス契約
インターナショナル・レザー・ファッション・コーポレーション・リミテッド	タイ	「リーガル」ブランドの技術供与契約

(7) 主要な事業内容

当社グループは、紳士靴、婦人靴、安全靴および諸官庁向特殊靴等を企画、製造、仕入、販売しております。

(8) 主要な営業所および工場

当社

本店所在地　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

事業所　本店、大阪支店（大阪市中央区）

子会社

販売会社　㈱フィット東日本（千葉県浦安市）、㈱タップス（千葉県浦安市）、㈱フィット近畿日本（大阪市中央区）、㈱ニッカ（千葉県浦安市）、東北リーガルシューズ㈱（千葉県浦安市）、上海麗格鞋業有限公司（中国上海市）

生産会社他　岩手製靴㈱（岩手県盛岡市）、岩手シューズ㈱（岩手県奥州市）、米沢製靴㈱（山形県米沢市）、チヨダシューズ㈱（新潟県加茂市）、㈱ニッカエンタープライズ（千葉県柏市）、加茂製靴㈱（埼玉県南埼玉郡）、香港麗格靴業有限公司（香港）、蘇州麗格皮革制品有限公司（中国江蘇省）

直営小売店　131店舗（うち当社 38店（Webショップを含む）、㈱ニッカ 76店、東北リーガルシューズ㈱ 10店、上海麗格鞋業有限公司 6店、香港麗格靴業有限公司 1店）

（注）平成29年９月11日付をもって、大阪支店は大阪市中央区へ移転いたしました。

(9) 従業員の状況

区　　分	従　業　員　数	前　期　末　比　増　減
男　　性	755名	増減なし
女　　性	460名	5名減
合　　計	1,215名	5名減

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員835名（パートタイマーおよび契約社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,168
株式会社みずほ銀行	1,040
みずほ信託銀行株式会社	400
株式会社三井住友銀行	400
シンジケートローン	1,443

(注) 1．シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする12社の協調融資によるものです。
2．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、2018年４月１日付で、行名を株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更しています。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　13,000,000株

（2）発行済株式総数　　3,250,000株　　（自己株式 89,397株を含む）

（3）株　主　数　　7,210名　　（前期末比　　473名増）

（4）大　株　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
株式会社ニッピ	457	14.47
みずほ信託銀行株式会社	137	4.35
リーガル取引先持株会	129	4.11
中央建物株式会社	108	3.42
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	79	2.52
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	78	2.49
株式会社みずほ銀行	68	2.17
ミツワ産業株式会社	59	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	55	1.77
株式会社ダブルエー	50	1.60

（注）1. 当社は自己株式 89,397株を保有していますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（89,397株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は130,000,000株から13,000,000株となり、発行済株式総数は、32,500,000株から3,250,000株となっております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名　称 (発行決議の日)	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間
第1回新株予約権 (平成22年1月29日)	取締役4名	普通株式 4,648株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成22年2月16日 ～平成52年2月15日
第2回新株予約権 (平成23年1月31日)	取締役6名	普通株式 5,579株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成23年2月17日 ～平成53年2月16日
第3回新株予約権 (平成24年1月31日)	取締役6名	普通株式 4,250株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成24年2月17日 ～平成54年2月16日
第4回新株予約権 (平成25年2月5日)	取締役7名	普通株式 2,924株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成25年2月22日 ～平成55年2月21日
第5回新株予約権 (平成26年2月4日)	取締役7名	普通株式 3,548株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成26年2月21日 ～平成56年2月20日
第6回新株予約権 (平成27年2月6日)	取締役7名	普通株式 3,799株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成27年2月24日 ～平成57年2月23日
第7回新株予約権 (平成28年2月4日)	取締役7名	普通株式 4,217株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成28年2月22日 ～平成58年2月21日
第8回新株予約権 (平成29年2月3日)	取締役7名	普通株式 4,230株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成29年2月20日 ～平成59年2月19日
第9回新株予約権 (平成30年2月2日)	取締役8名	普通株式 4,551株	払込を要しない	1株あたり 1円	平成30年2月19日 ～平成60年2月18日
行　使　条　件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。				

(注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩崎 幸次郎	
専務取締役	大川 修一	調達本部長
常務取締役	安田 直人	管理本部長
取締役	水谷 基治	小売事業本部長
取締役	田中 亙	経営企画室長
取締役	浦 聖貴	管理副本部長、経理部長
取締役	森 誠二	調達副本部長
取締役	武川 雄二	営業本部長
取締役	五島 重彰	株式会社オークラニッコーホテルマネジメント取締役相談役
常勤監査役	森 正博	
常勤監査役	萩原 伸朗	
監査役	大倉 喜彦	中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社ホテルオークラ取締役会長 株式会社ニッピ社外監査役 特種東海製紙株式会社社外監査役
監査役	立馬 歳郎	

（注）1. 取締役五島重彰氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、社外監査役であります。

（2）当事業年度中の取締役の異動

就任

平成29年6月28日開催の第185回定時株主総会において、武川雄二氏が取締役に選任され、就任いたしました。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役五島重彰氏および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役　五島重彰氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

株式会社オークラニッコーホテルマネジメントの取締役相談役であります。なお、当社と同社の間に特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会10回すべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 監査役　大倉喜彦氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

中央建物株式会社の代表取締役社長であり、また、株式会社ホテルオークラの取締役会長であります。それぞれの会社は当社の株主であるほか特別な関係はありません。

株式会社ニッピの社外監査役であります。同社は当社の主要株主（自己株式を除く持株比率14.47%）であります。

特種東海製紙株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社の間に特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会10回中5回に出席し、また、監査役会7回中6回に出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役　立馬歳郎氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会10回中9回に出席し、また、監査役会7回中6回に出席し、会社経営の経験と学識者としての幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ．独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	員　数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	162百万円 (6百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	43百万円 (12百万円)
合　　計 (うち社外役員)	13名 (3名)	206百万円 (18百万円)

(注) 1. 平成21年6月24日開催の第177回定時株主総会において当社の役員報酬について次のとおり決議いただいております。
①取締役報酬額　　年額250百万円以内 (うち社外取締役25百万円以内)
ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。
②取締役に対するストックオプション報酬額 (①とは別枠)
年額20百万円以内
③監査役報酬額　　年額50百万円以内
2. 当事業年度末現在の取締役は9名 (うち社外取締役1名)、監査役は4名 (うち社外監査役2名) であります。
3. 上記報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記報酬等の総額には、役員賞与引当金の当期引当額37百万円が含まれております。
5. 上記報酬等の総額には、取締役 (社外取締役を除く) 8名にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額12百万円を含んでおります。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
藍監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬
30百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
30百万円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、当社および当社グループ（以下「当社グループ」という。)の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。

② コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、人事総務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。

③ コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会は文書管理規程を定め、人事総務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。

② 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役会に報告・協議する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやＩＴインフラ等の整備を促進する。

② 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。

③ 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況をレビューし、取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。

(5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 販売子会社は営業本部長および小売事業本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。

② 当社の子会社の取締役等はその職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。

② 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。

② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。

(10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況

① 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

② 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署は、人事総務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループでは、コンプライアンスマニュアルに基づき、全役職員が法令、定款をはじめ各種ルールに則って行動するよう徹底を図るとともに、内部通報制度として社内窓口を人事総務部、社外窓口を顧問弁護士事務所に設け、全役職員に周知徹底し、通報があった場合は、その内容の事実確認を行った後、速やかに対策を実施しております。また、全役職員の遵法意識向上のため、毎月「コンプラ便り」を発信し、社内啓蒙活動を行っております。

(2) 職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款および重要な事項について意思決定を行いました。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に決定、執行を行うため、事前に取締役等によって構成される役員連絡会を適宜開催し、議論および審議を行っております。

(3) リスク管理に対する取組み

「情報セキュリティポリシー」に則り情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの情報セキュリティに関するマネジメント体制およびリスク状況を評価しております。

(4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み

内部監査室が、内部監査年間計画に基づき、本社およびグループ各社への内部監査ならびに内部統制の整備、運用状況の確認を行っております。また、取締役会や経営会議等に出席し、経営課題等へのモニタリングを実施する等、当社グループの業務の適正の確保に取り組んでおります。

8．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（1）会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

（2）会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

① 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。
② 品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。
③ コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

当社は、1902年（明治35年）の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役1名、社外監査役2名を選任し

ております。
　また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。
(3)「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」という。)の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要)
　当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、平成27年6月25日開催の当社第183回定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て継続しております。
　本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト掲載のＩＲ情報「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(平成27年5月14日付)をご参照ください。
(アドレス　http://www.regal.co.jp/pdf/2015-05-14-2_1.pdf)
(4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)
　本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。
　また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっていること、b.株主意思を反映させるものであること、c.独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、d.デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等踏まえ、本プランは、当社の株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

　なお、平成30年5月11日開催の当社取締役会において、当社第186回定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、本プランの内容を一部語句の修正を行ったうえで継続することを決定いたしました。詳細は招集ご通知に添付の株主総会参考書類第3号議案「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件」(29頁から42頁)をご参照ください。

9．剰余金の配当等の決定に関する方針
　当社は、当業界の収益が市況動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、安定配当の維持を基本方針といたしております。
　この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、平成30年5月11日開催の取締役会決議により、１株につき70円とさせていただいております。

(注)　本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率および1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**20,042**	**流動負債**	**10,692**
現金及び預金	4,443	支払手形及び買掛金	4,378
受取手形及び売掛金	5,562	短期借入金	3,326
電子記録債権	420	リース債務	45
商品及び製品	7,238	未払法人税等	468
仕掛品	269	賞与引当金	488
原材料及び貯蔵品	725	役員賞与引当金	37
繰延税金資産	714	ポイント引当金	266
その他	937	店舗閉鎖損失引当金	20
貸倒引当金	△268	その他	1,661
固定資産	**11,868**	**固定負債**	**4,672**
有形固定資産	**6,113**	長期借入金	2,025
建物及び構築物	3,226	リース債務	36
機械装置及び運搬具	125	繰延税金負債	43
土地	2,408	再評価に係る繰延税金負債	151
リース資産	57	退職給付に係る負債	1,989
その他	294	資産除去債務	196
無形固定資産	**132**	その他	230
のれん	31	**負債合計**	**15,364**
リース資産	16	**(純資産の部)**	
電話加入権	25	**株主資本**	**14,355**
ソフトウエア	57	**資本金**	**5,355**
その他	1	**資本剰余金**	**743**
投資その他の資産	5,622	**利益剰余金**	**8,455**
投資有価証券	3,358	**自己株式**	**△197**
長期貸付金	32	**その他の包括利益累計額**	**2,076**
破産更生債権等	256	**その他有価証券評価差額金**	**1,664**
敷金及び保証金	1,307	**繰延ヘッジ損益**	**△2**
繰延税金資産	668	**土地再評価差額金**	**304**
その他	252	**為替換算調整勘定**	**81**
貸倒引当金	△253	**退職給付に係る調整累計額**	**29**
		新株予約権	**87**
		非支配株主持分	**25**
		純資産合計	**16,546**
資産合計	**31,910**	**負債及び純資産合計**	**31,910**

連結損益計算書

（平成29年4月 1 日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**34,205**
売上原価		**18,738**
売上総利益		**15,466**
販売費及び一般管理費		**14,139**
営業利益		**1,326**
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	60	
物品売却益	36	
受取賃貸料	22	
未使用商品券収益	52	
雑収入	50	241
営業外費用		
支払利息	31	
売上割引	23	
持分法による投資損失	0	
支払手数料	7	
為替差損	103	
ポイント制度改定損	48	
雑支出	14	229
経常利益		**1,338**
特別利益		
固定資産売却益	216	
投資有価証券売却益	102	318
特別損失		
固定資産除却損	119	
減損損失	93	
工場移設関連損失	11	225
税金等調整前当期純利益		**1,432**
法人税、住民税及び事業税	690	
法人税等調整額	△33	656
当期純利益		**775**
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		**772**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月 1 日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,355	742	7,734	△196	13,635
当期変動額					
剰余金の配当			△221		△221
親会社株主に帰属する当期純利益			772		772
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			169		169
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	720	△1	720
当期末残高	5,355	743	8,455	△197	14,355

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,740	—	473	99	△35	2,278	75	23	16,012
当期変動額									
剰余金の配当									△221
親会社株主に帰属する当期純利益									772
自己株式の取得									△1
自己株式の処分									0
土地再評価差額金の取崩			△169			△169			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△75	△2		△17	64	△32	12	2	△16
当期変動額合計	△75	△2	△169	△17	64	△201	12	2	533
当期末残高	1,664	△2	304	81	29	2,076	87	25	16,546

貸借対照表

（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**16,319**	**流動負債**	**9,521**
現金及び預金	3,457	支払手形	1,486
受取手形	782	買掛金	2,718
売掛金	4,966	短期借入金	3,638
商品及び製品	6,026	リース債務	45
仕掛品	2	未払金	202
原材料及び貯蔵品	275	未払費用	578
前渡金	360	未払法人税等	364
繰延税金資産	327	賞与引当金	165
関係会社短期貸付金	70	役員賞与引当金	37
その他	445	ポイント引当金	4
貸倒引当金	△394	店舗閉鎖損失引当金	10
固定資産	**12,575**	その他	269
有形固定資産	**4,521**	**固定負債**	**3,903**
建物	1,934	長期借入金	2,025
構築物	20	リース債務	36
機械装置及び運搬具	59	長期未払金	184
工具、器具及び備品	80	退職給付引当金	1,477
土地	2,367	資産除去債務	13
リース資産	57	再評価に係る繰延税金負債	151
無形固定資産	**97**	その他	16
投資その他の資産	**7,956**	**負債合計**	**13,425**
投資有価証券	2,987	**（純資産の部）**	
関係会社株式	581	**株主資本**	**13,485**
関係会社出資金	238	**資本金**	**5,355**
関係会社長期貸付金	2,255	**資本剰余金**	**663**
敷金及び保証金	1,219	資本準備金	662
繰延税金資産	453	その他資本剰余金	0
その他	386	**利益剰余金**	**7,650**
投資損失引当金	△0	利益準備金	129
貸倒引当金	△164	その他利益剰余金	7,520
		圧縮積立金	5
		繰越利益剰余金	7,514
		自己株式	**△182**
		評価・換算差額等	**1,895**
		その他有価証券評価差額金	**1,594**
		繰延ヘッジ損益	**△2**
		土地再評価差額金	**304**
		新株予約権	**87**
		純資産合計	**15,469**
資産合計	**28,895**	**負債純資産合計**	**28,895**

損 益 計 算 書

（平成29年4月 1 日から 平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**30,985**
売上原価		**19,309**
売上総利益		**11,675**
販売費及び一般管理費		**10,648**
営業利益		**1,027**
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	64	
物品売却益	36	
受取賃貸料	22	
未使用商品券収益	52	
雑収入	24	235
営業外費用		
支払利息	36	
売上割引	20	
支払手数料	7	
雑支出	7	72
経常利益		**1,190**
特別利益		
固定資産売却益	216	
投資有価証券売却益	30	
投資損失引当金戻入益	45	292
特別損失		
固定資産除却損	72	
減損損失	61	133
税引前当期純利益		**1,348**
法人税、住民税及び事業税	528	
法人税等調整額	△92	436
当期純利益		**912**

株主資本等変動計算書

（平成29年4月 1 日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,355	662	0	663	107	—	6,681	6,789	△181	12,625
当期変動額										
剰余金の配当					22		△243	△221		△221
当期純利益							912	912		912
圧縮積立金						5	△5			
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			0	0					0	0
土地再評価差額金の取崩							169	169		169
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	0	0	22	5	833	860	△1	859
当期末残高	5,355	662	0	663	129	5	7,514	7,650	△182	13,485

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,621	—	473	2,094	75	14,795
当期変動額						
剰余金の配当						△221
当期純利益						912
圧縮積立金						
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩			△169	△169		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△26	△2	—	△29	12	△16
当期変動額合計	△26	△2	△169	△198	12	673
当期末残高	1,594	△2	304	1,895	87	15,469

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　古谷義雄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小林新太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　古谷義雄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小林新太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第186期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第186期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月17日

株式会社リーガルコーポレーション　監査役会

常勤監査役　森　　正　博　㊞

常勤監査役　萩　原　伸　朗　㊞

社外監査役　大　倉　喜　彦　㊞

社外監査役　立　馬　歳　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
経営体制の効率化を図るため1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	岩崎 幸次郎（いわさき こうじろう） (昭和25年１月30日生)	昭和51年１月　当社入社 平成13年10月　当社開発設計部長 平成14年４月　当社執行役員　開発設計部長 平成18年４月　当社執行役員　調達副本部長、輸入部長 平成18年６月　当社取締役　調達副本部長、海外調達担当、輸入部長 平成22年４月　当社代表取締役社長（現在） 平成29年６月　中央建物株式会社社外取締役（現在）	11,310株
2	大川 修一（おおかわ しゅういち） (昭和26年７月８日生)	昭和50年４月　当社入社 平成13年10月　当社営業統括部長 平成14年６月　当社取締役　営業副本部長 平成17年６月　当社常務取締役　営業本部長、事業開発部・国際部担当 平成19年６月　当社専務取締役　経営全般、調達本部長 平成21年４月　当社代表取締役専務取締役　経営全般、営業本部長、調達本部長 平成22年４月　当社常務取締役　調達本部長 平成26年６月　当社専務取締役　調達本部長（現在）	3,600株
3	安田 直人（やすだ なおひと） (昭和29年１月23日生)	昭和51年４月　当社入社 平成19年４月　当社内部監査室長 平成22年６月　当社取締役　経営企画室長 平成25年６月　当社常務取締役　管理本部長、経営企画室長 平成27年４月　当社常務取締役　管理本部長（現在）	2,700株
4	水谷 基治（みずたに もとはる） (昭和31年１月27日生)	昭和57年４月　当社入社 平成13年４月　当社調達部長 平成16年６月　当社取締役　営業副本部長、紳士営業部長 平成19年６月　当社常務取締役　営業本部長、事業開発部・国際部担当、紳士営業部長 平成22年４月　当社取締役　小売事業本部長、小売子会社担当、小売統括部長 平成22年10月　当社取締役　小売事業本部長、小売子会社担当 平成24年４月　当社取締役　小売事業本部長（現在）	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	田中 亙（たなか わたる） （昭和30年10月11日生）	昭和53年４月　当社入社 平成19年４月　当社営業副本部長 平成19年６月　当社取締役　営業副本部長、卸売子会社担当 平成22年４月　当社取締役　営業本部長 平成29年４月　当社取締役　経営企画室長（現在）	3,020株
6	浦 聖貴（うら きよたか） （昭和35年３月７日生）	昭和58年４月　当社入社 平成20年４月　当社経理部長 平成22年４月　当社管理副本部長、経理部長 平成22年６月　当社取締役　管理副本部長、経理部長（現在）	3,300株
7	武川 雄二（たけかわ ゆうじ） （昭和32年４月３日生）	昭和55年４月　当社入社 平成13年10月　当社商品企画二部長 平成21年４月　当社営業副本部長 平成27年４月　当社経営企画室長 平成29年４月　当社営業本部長 平成29年６月　当社取締役　営業本部長（現在）	200株
8 ※	山本 真（やまもと まこと） （昭和27年12月14日生）	平成19年７月　あいおい損害保険株式会社執行役員 平成22年６月　同社常勤監査役 平成22年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役	0株

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者山本真氏は、社外取締役候補者であります。なお、山本真氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 取締役候補者山本真氏は、損害保険業界における長年の経験と企業経営、事業活動に伴うリスク等に関する豊富な知見を有しており、当社の経営全般に独立的な立場で助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者山本真氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
手塚 遼一（てづか りょういち） （昭和13年10月20日生）	昭和37年４月　大倉事業株式会社入社 昭和59年３月　株式会社ホテルオークラ新潟　料飲支配人 平成５年１月　株式会社川奈ホテル副支配人 平成７年９月　株式会社フェヤーモントホテル常務取締役支配人 平成14年１月　同社退社	0株

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者手塚遼一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 手塚遼一氏は、経営者としての豊かな経験と幅広い見識をもとに、当社の監査に反映していただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 手塚遼一氏が社外監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

第３号議案　当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、平成18年５月26日開催の当社取締役会および平成18年６月29日開催の当社第174回定時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成27年５月14日開催の当社取締役会および平成27年６月25日開催の当社第183回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成30年６月27日開催予定の当社第186回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プランの導入および継続の決定後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、平成30年５月11日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む取締役９名全員が出席し、会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランの一部語句の修正を行ったプランを、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたのでお諮りするものであります。本プランの継続にあたり、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

＜現プランを継続する理由＞

靴業界におきましては、消費者の節約志向や低価格志向が継続するなか、スニーカーやスポーツシューズ需要が依然として根強く、婦人靴やレザーカジュアルが苦戦しております。また、「モノ消費」から「コト消費」へのシフトやEコマースの急成長による競争の激化等、消費の構造変化が顕著になっており、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、靴小売事業を核とした製造小売型企業体への進展を目指し、企画・開発から製造、調達、販売まで各部門がスピード感をもって連携することによって効率化を図るとともに、顧客ニーズやライフスタイルの変化に対応した店舗開発や商品提案を行い、新たなマーケットを創造していくことを重点課題として取り組んでまいりました。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社グループの強みを損ない、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量買付行為がなされる可能性は、否定できない状況にあります。

金融商品取引法は、一定の大量買付行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大量買付行為がなされた際に、株主の皆さまに対して必要な情報が提供されたうえで十分な検討期間を確保されることが必要であるにもかかわらず、対象企業からの質問に対し買付者は回答する必要がないと認める理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付け期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆さまに必要な情報と検討期間が十分に確保されないリスクがあると考えられます。

当社の現プランの目的は、大量買付者やその提案内容などについて株主の皆さまの検討に必要な情報と

時間を十分に確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあります。

以上のことから、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に３年間を有効期間として、現プランの継続をご提案させていただくものであります。

承認の対象となる本プランの内容

１．本プラン継続の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大量買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大量買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大量買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大量買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付等がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部語句の修正を行い、本プランとして継続することといたしました。

２．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、①特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。

注１：特定株主グループとは、

（ｉ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定

する共同保有者をいい、同条第６項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、
（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

３．特別委員会の設置

大量買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大量買付ルールが遵守された場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙１をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後の特別委員会委員には、社外監査役の大倉喜彦氏および立馬歳郎氏ならびに社外有識者としての安居賢二氏の３名の就任を予定しております（略歴につきましては、別紙２をご参照ください。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大量買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

４．大量買付ルールの概要

当社が設定する「大量買付ルール」とは、①大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要

かつ十分な情報の提供を求め、②大量買付行為につき当社取締役会等による一定の評価・検討期間を確保したうえで株主の皆さまに当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議を行っていくための手続を定めています。その概要は以下のとおりです。

①大量買付者による意向表明書の当社への事前提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、大量買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した「意向表明書」を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

（a）大量買付者の名称、住所
（b）設立準拠法
（c）代表者の氏名
（d）国内連絡先
（e）提案する大量買付行為の概要
（f）本プランに定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大量買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表します。

②大量買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記①（a）～（f）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大量買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

（a）大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
（b）大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
（c）大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
（d）大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
（e）大量買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

（ｆ）大量買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大量買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大量買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大量買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえで（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大量買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大量買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大量買付者に発送し、特別委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全てそろわない場合であっても、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

5．大量買付行為が実施された場合の対応方針

（1）大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大量買付行為に対抗する場合があります。

なお、大量買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大量買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大量買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

（2）大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するにとどめ、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が例えば以下の（a）から（h）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、上記（1）に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

（a）真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

（b）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

（c）当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合

（d）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

（e）大量買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

（f）大量買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

（g）大量買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

（h）大量買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

（3）取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙３に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがありますが、この場合、大量買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

（4）大量買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記４.①「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了の期間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までの期間）を「大量買付行為待機期間」とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

（5）対抗措置発動の停止等について

上記（3）において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償割当等の中止、または新株予約権の無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6．本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、有効期限は平成33年6月30日までに開催予定の当社第189回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

補足説明

本プランの内容は、上記に記載のとおりですが、（1）本プランによる株主の皆さまに与える影響等、ならびに（2）本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

（1）本プランが株主の皆さまに与える影響等

①大量買付ルールが株主の皆さまに与える影響

大量買付ルールは、株主の皆さまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大量買付ルー

ルの設定は、株主の皆さまが適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記５.「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大量買付ルールを遵守しない大量買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受の申込を要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込や払込等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大量買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（２）本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足するとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１-５いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、上記１.「本プラン継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役

会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

③株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆さまの意思を問う予定であり、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記５.「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

⑤デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を１年としておりますので、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

（別紙１）

特別委員会規程の概要

・特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。

・特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

・特別委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

・特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

・特別委員会の決議は、特別委員会メンバーの過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

（別紙２）

特別委員会委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

氏　　名　　大 倉 喜 彦（おおくら　よしひこ）
昭和14年生まれ
（略歴）
昭和 37年 4 月 大倉商事株式会社入社
平成 10年 6 月 同社代表取締役社長
平成 12年 6 月 当社社外監査役（現在）
西戸崎開発株式会社社外取締役（現在）
平成 13年 6 月 株式会社ニッピ社外監査役（現在）
平成 14年 6 月 中央建物株式会社代表取締役社長（現在）
平成 19年 4 月 特種東海ホールディングス株式会社（現 特種東海製紙株式会社）
社外監査役（現在）
平成 22年 6 月 株式会社ホテルオークラ取締役会長（現在）

氏　　名　　立 馬 歳 郎（たつま　としろう）
昭和20年生まれ
（略歴）
平成 元 年 4 月 株式会社ジャパンタイムス入社
平成 9 年 3 月 同社取締役
平成 16年 7 月 一般財団法人英語教育協議会専務理事
平成 24年 8 月 明星大学客員教授（現在）
平成 27年 6 月 当社社外監査役（現在）

氏　　名　　安 居 賢 二（やすい　けんじ）
昭和20年生まれ
（略歴）
昭和 39年 4 月 仙台国税局入局
平成 7 年 7 月 麹町税務署副署長
平成 15年 7 月 相模原税務署署長
平成 16年 7 月 目黒税務署署長
平成 17年 9 月 安居賢二税理士事務所代表（現在）

上記、各特別委員会委員と当社の間には特別の利害関係はありません。
なお、社外監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以上

（別紙３）

新株予約権無償割当の概要

１．新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込をさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

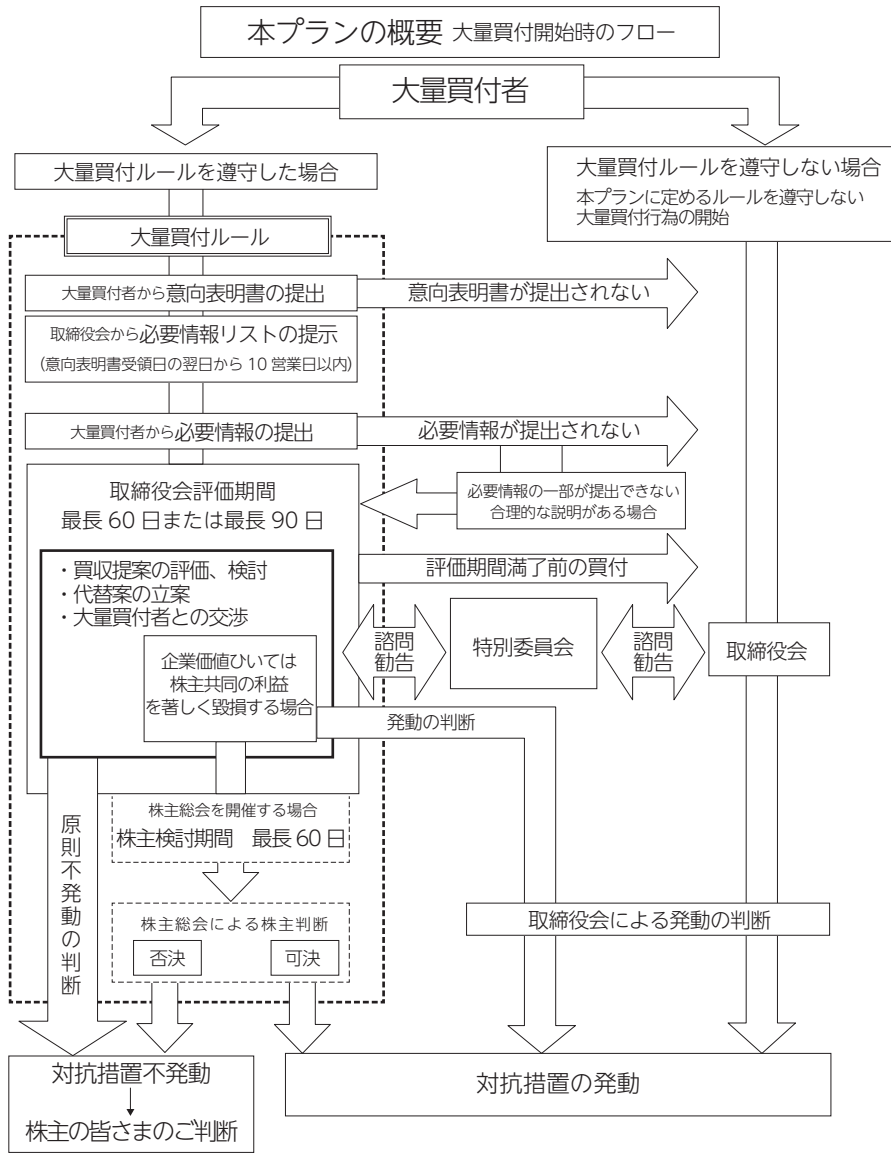
５．新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

７．新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

<参考資料>



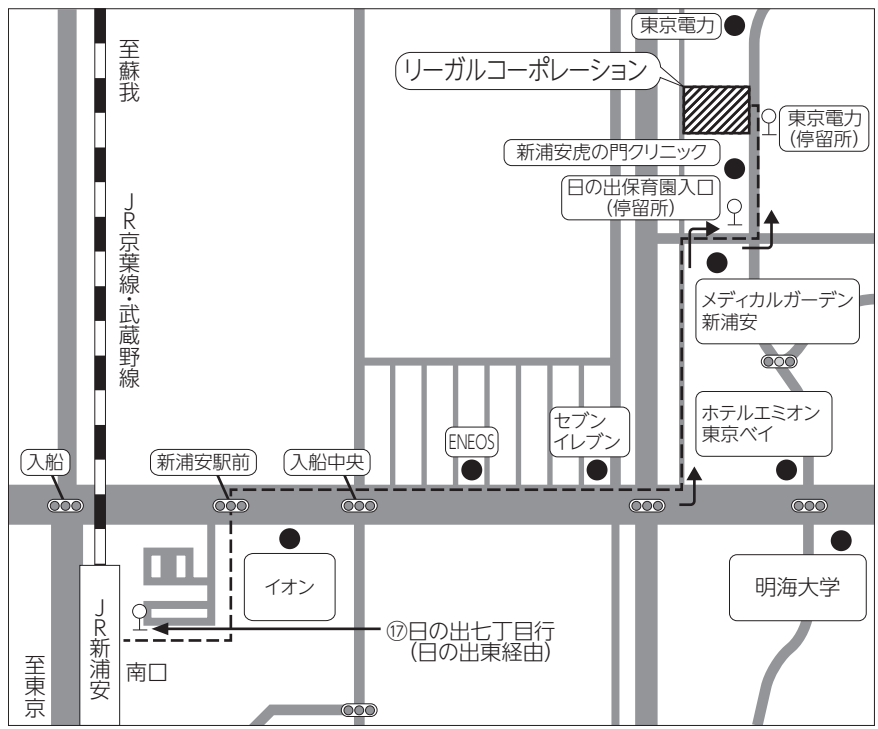
(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
　　株式会社リーガルコーポレーション　本社１階　ホール
電　　話　０４７（３０４）７０５０（代表）



交通機関
JR（京葉線・武蔵野線）新浦安駅より徒歩約15分
東京ベイシティバス ⑰日の出七丁目行　日の出保育園入口下車徒歩約１分
（日の出東経由）

UD FONT　VEGETABLE OIL INK